

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 9 月 24 日

水 曜 日

第 3817 号

目 次

告 示

- 富山県民会館の利用料金の額についての一部改正 1
- 県営土地改良事業換地計画書の縦覧 2

公 告

- 開発行為の工事完了

告 示

富山県告示第410号

富山県民会館の利用料金の額についての一部改正について

富山県民会館の利用料金の額について（平成18年富山県告示第 236号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成26年 9 月 24 日

富山県知事 石 井 隆 一

表中

所作舞台	1 式	7, 200
------	-----	--------

を

所作舞台	1 式	7, 200
張出舞台	1 式	5, 240

に、「浴室」を「シャワー室」に改める。

(文化振興課)

富山県告示第411号

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、県営公害防除特別土地改良事業神通川流域二期地区羽根換地区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 9 月 24 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成26年 9 月 26 日から

平成26年 10 月 27 日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- 1 この換地計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この換地計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成26年 9 月24日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
砺波市五郎丸 551番1	同 左	道路、公園	高岡市駅南三丁目10番16号	新生開発株式会社
氷見市窪 291番1外14筆、292番1地先水路、294番1地先道路及び 311番1地先道路			射水市流通センター水戸田三丁目4番地	アルビス株式会社

